

〈ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施について〉

県では、県民の安全・安心と将来の健康管理のために、県民の検査を実施しています。ご希望の方は保健センターまで電話でお申込みください。

▼日時

▽8月18日(木)
午後1時～4時30分

▽8月19日(金)～21日(日)
午前9時30分～12時
午後1時～4時30分

▼場所 保健センター

▼対象者

▽平成23年3月12日時点で福島県内の市町村に住民票あった方、もしくは居住していた方、またはそれらの方から、平成24年4月1日までに出生した方

▽検査日実施前日の時点で福島県内の市町村に住民票がある方、または福島県内の事業所もしくは学校等に通勤・通学している方

※年齢や受検回数による制限はありません。

▼検査の内容

体内にある放射性物質を測り、概ね一生の間に受けると思われる線量を推計するための検査

①サーベイメーターによる体表面汚染検査(約2分)

②全身計測装置ホールボディ

カウンター(WBC)検査による全身検査(約2分) ※検査において放射線を浴びたり、痛みを伴うことはありません。

▼検査の流れ

受付↓検査内容の説明↓①体表面検査↓

②WBCによる検査

▼受付から終了まで約30分となります。

▽4歳未満で椅子に座った姿勢が保つことができれば受検可能です。その際、①の検査は省略し、原則おむつまたはパンツのみで②を行います。

▼検査結果 検査結果は後日郵送でお知らせします。

▼申込期限 8月8日(月)

▼申込・問 保健センター

☎62・3166



年金

〈年金に関するお知らせ〉

★国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は、月額16,260円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。

また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、年金事務所または町役場の国民年金窓口へご相談

談するようお願いいたします。

★国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態や、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている町役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

平成28年度の免除等の受付は平成28年7月1日から開始され、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1か月前までになります。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方は、ご相談ください。

▼問 郡山年金事務所
☎024・932・3434
住民課 住民グループ
☎62・8126

農業

〈農業の適正使用のお願い〉

食品衛生法に基づき、すべての農業、作物に残留農薬の基準が定められ、法律で農産物・食品の流通が規制されていることから、農産物生産者が農業を厳しく管理するのはもちろんですが、家庭菜園でも農薬の使用には注意が必要です。

作物の残留農薬の基準値が超えてしまった場合、その畑の作物がすべて出荷できなくなることもあります。農薬の使用は近所の畑の生産者と話し合い適正にご使用ください。

また、学校、保育所、病院公園などの公共施設内の植物、街路樹ならびに住宅地に接する農地、森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民・子どもなどの健康被害が生じないよう、飛散防止をお願いします。

▼農薬使用時の基本的な留意点

▽農薬の商品ラベル等を十分確認、農薬使用基準を守る

▽農薬散布器具の洗浄を徹底する

▽農薬の使用記録を行う

▽農薬飛散の防止のため、近隣生産者と情報交換を行う

▼問 産業課 農林グループ
☎62・2112